

(仮称) 多摩市子ども・子育てに関する計画 目次構成案

多摩市子ども・子育て・若者プラン ～第 2 期 多摩市子ども・子育て支援事業計画～	(仮称) 多摩市子ども・子育てに関する計画 事務局案	
	目次	備考
第 1 章 計画の概要	第 1 章 計画の策定にあたって	◆次期計画は、総合計画と同様、A4 横版で作成を進めていく
1－1 計画策定の趣旨	1 計画策定の趣旨	◆国では、令和 5 年 4 月にこども基本法が施行され、令和 5 年 12 月には「こども大綱」発出された ◆市では、令和 4 年 4 月に「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を施行した ◆いずれも「権利の尊重」を重点としており、共通点が多いことから、こども基本法第 10 条に基づき「自治体こども計画」として計画策定を行う
1－2 計画の位置づけ	2 国・東京都・多摩市の動向	◆国：こども基本法の制定、こども大綱の発出、児童福祉法やその他法律の改正状況について記載 ◆都：子供・子育て支援総合計画、こども未来アクション 2024 やその他の児童福祉施策について記載 ◆市：子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例やこれまでの児童福祉施策について記載
1－3 計画期間	3 計画の位置付け	◆法律上の位置づけ・他の計画との関連性の位置づけに関する図を掲載
1－4 計画の対象	4 計画の期間	◆令和 7 年度から令和 11 年度の 5 か年
1－5 計画の策定にあたって	5 計画の対象	◆対象者は妊娠期から 39 歳までの子ども・若者及び子育て当事者
	6 計画の構成	◆各章で記載する事項を簡潔に記載
第 2 章 多摩市子ども・子育て・わくわくプランに基づくこれまでの取組み	第 2 章 多摩市子ども・子育て・若者プランのこれまでの取組み・成果	
2－1 基本方針ごとの取組み	1 基本方針ごとの取組み	◆基本方針ごとの内容とこれまでの推進状況、次の計画へ引き継ぐ課題を掲載
2－2 保育サービス等の利用状況(目標事業量)	2 保育サービス等の利用状況(目標事業量)	◆子ども・子育て支援事業に係る目標事業量に対する実績を表形式で掲載
第 3 章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況	第 3 章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況	
3－1 統計データから見た社会環境の変化	1 統計データから見た状況	◆社会環境の変化について直近 5 ～10 年程度のデータを掲載 ◆データは「人口」、「出生数」、「合計特殊出生率」、「就労状況」などを掲載予定(具体的な掲載項目については検討中)
3－2 ニーズ調査から見た子育ての状況	2 ニーズ調査から見た子育ての状況	◆「乳幼児期における教育・保育のニーズ」、「学童期における放課後の居場所へのニーズ」などについて、ニーズ調査結果から抜粋して記載(具体的な掲載項目については検討中)
3－3 子ども・子育てを取り巻く社会動向	3 子ども、若者とその家庭を取り巻く現状と課題	◆「子どもの生活実態」、「若者の生活実態」、「貧困実態」、「少子化に対する認識」、「子ども・若者の権利に対する認識」などについて、ニーズ調査結果から抜粋して記載(具体的な掲載項目については検討中)
3－4 子ども・子育て支援の現状と課題		◆現状のまとめと、現状から明らかになった課題について、文章で記載
第 4 章 計画の目標	第 4 章 施策の方向	
4－1 基本理念	1 計画の前提となる子若条例及び子ども・若者の権利について	◆次期計画の前提となる「子ども・若者の権利」について、「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の理念や考え方を記しながら、市としての方向性を記述する
4－2 基本方針	2 計画の基本理念	◆「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」に基づいた、子ども・若者の権利に対する考え方から理念を導く ◆「全ての子どもや若者が自立した個人として家族や地域の人みんなに支えられ、将来にわたり希望をもって成長することのできるまちになる」(事務局案)
第 5 章 施策に基づく事業	3 基本的な考え方	◆基本理念に紐づく子ども・若者施策の元となる考え方について、国のこども大綱の基本方針と関連付けて掲載する
5－1 施策体系	4 施策の目標	◆次期計画における目標について記載予定
5－2 施策の展開	5 施策の体系	◆施策の体系図を記載 ◆体系は理念－基本方針－施策の方向性－具体的取組の 4 段で構成(体系図(案)は別添資料参照)

多摩市子ども・子育て・若者プラン ～第2期 多摩市子ども・子育て支援事業計画～		（仮称）多摩市子ども・子育てに関する計画 事務局案	
		目次	備考
		6 施策の展開	◆体系図に基づき、基本方針・施策の方向性ごとに具体的な事業の事業名・概要・目標値などの掲載を予定 ◆事業は「重点事業」、「関連事業」という形で具体的取組の内容に応じて強弱をつけ、視覚的にわかりやすい構成とする
第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について		第5章 第三期子ども・子育て支援事業計画	
6-1 教育・保育提供区域の設定		1 第三期子ども・子育て支援事業計画について	◆子ども・子育て支援事業計画について、これまでの概要・変遷及び直近の法改正に伴う変更点等について記載する
6-2 幼児期の学校教育・保育		2 子ども・子育て支援事業計画の体系	◆体系図を掲載する予定
6-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策		3 教育・保育の提供区域の設定	◆現計画と同様、市全域を1区域として設定する
6-4 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の数値目標		4 児童人口の推移見込み	◆今後の児童人口の推移について、企画課で作成している人口推計に基づき記載する
6-5 乳幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策		5 量の見込みと提供体制の確保方策	◆教育・保育に対する量の見込み（需要）と確保方策（供給） ◆子ども・子育て支援事業における、各事業の概要・今後の方向性・量の見込み（需要）と確保方策（供給） ◆上記の内容を文章と表を併用して記載する
6-6 産後休暇・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策		6 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の数値目標	◆目標事業量の設定 ◆目標事業量の位置づけ ◆具体的な数値目標
6-7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携		7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容	◆子ども・子育て支援法第61条に基づき記載
		8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容	◆子ども・子育て支援法第61条に基づき記載
		9 産後休暇・育児休業明けのスムーズな保育利用の確保	◆子ども・子育て支援法第61条に基づき記載
		10 特別な配慮が必要な児童への支援	◆子ども・子育て支援法第61条に基づき記載
第7章 計画の推進のために		第6章 計画の推進のために	
7-1 計画の周知		1 計画の進行管理	◆計画全体の検証方法について記載する ◆第三期子ども・子育て支援事業計画の検証方法について記載する
7-2 庁内組織における施策の推進		2 子ども・若者の権利を踏まえた計画の検証・推進	◆子ども・若者の権利の観点から施策の検証や推進方法について記載する
7-3 関係機関等との連携		3 関係機関等との連携	
7-4 子ども・子育て会議		4 計画の周知	
7-5 計画の達成状況の点検・評価		5 計画の達成状況の点検・評価	◆PDCAサイクルに基づく達成状況の確認、評価をどのような方法で行うかについて記載する
資料編		資料編	
多摩市子ども・子育て会議の審議経過		多摩市子ども・子育て会議の審議経過	
多摩市子育て・若者支援推進本部の審議経過		多摩市子育て・若者支援推進本部の審議経過	
多摩市子ども・子育て・若者プラン（素案）に関するパブリックコメント		（仮称）多摩市子ども・子育てに関する計画（素案）に関するパブリックコメント	
多摩市子ども・子育て会議設置条例		多摩市子ども・子育て会議設置条例	
多摩市子育て・若者支援推進本部設置要綱		多摩市子育て・若者支援推進本部設置要綱	
多摩市子ども・子育て会議委員名簿		多摩市子ども・子育て会議委員名簿	
ライフシーンごとのインデックス		用語解説	
		ライフシーンごとのインデックス	